

こんな
場合は、

所得税の一部が 戻ってくるかもしれません

医療費控除



病気やけがの治療で
医療費を多く支払った



入院で食事の費用を
支払った



通院や往診にかかる
費用があった



出産した



医薬品の購入が
多かった など

このような場合に該当し、医療費等（家族の医療費等も含む）が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が戻ってきます。これを医療費控除といいます。

前年1月から12月の間に、負担した医療費等が、10万円または総所得金額等の5%を超える場合が対象で、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得から控除され、税金が精算されます。

確定申告の期限は令和4年3月15日までです。

医療費控除の計算式

医療費控除額

=

1年間に支払った
医療費等

-

補てんされる
金額*

-

10万円（または総所得金額等の5%
のほうが少ない場合はその金額）

※高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、健保組合の付加金、生命保険の入院給付金など。

申告に必要な書類

●確定申告書

（国税庁ホームページや税務署
等から入手）

●医療費控除の明細書

（国税庁ホームページや税務署
等から入手）

当健保組合が発行する「医療
費のお知らせ」を添付することで明細書の記載を簡略
化することができます。



*申告は、パソコンやスマホでもできます（国税庁の国税電子申告・
納税システム「e-Tax」）

*「医療費のお知らせ」に記載のない医療費や交通費などの領収書
は、5年間保管しておく必要があります。

セルフメディケーション税制

ご家族の分も含め、特定の市販薬の購入金額が年間
1万2,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる
制度です。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除と
の併用はできず、どちらか一方を選びます。セルフメ
ディケーション税制は、
健診や予防接種などを受けていることが条件です
が、令和3年度改正でこ
うした取り組みに関する
書類の添付は不要とな
りました（手元保管）。



マイナンバーカードがあれば確定申告が簡単に

令和3年10月より、マイナンバーカードに保険証機能をもたせるシステムが
本格運用されています。これによって、令和3年9月分以降の医療費データが
マイナポータルを通じて自動入力できるようになる予定です。保険証利用申込
み済みのマイナンバーカードがあれば、e-Taxに情報連携され、医療費データが
自動集計されるしくみになっています。

なお、これを利用するには、事前にマイナンバーカードを取得し、マイナポ
ータルから保険証利用の申込みが必要となります。



●詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。